

青森県報

第八百九十号

令和七年
三月十九日
(水曜日)

目次

規則

告示

○青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課)……………	(市町村課)	一
○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課)	一
○青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………	(地域交通・連携課)	二
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉保険課)	二
○障害福祉サービス事業者の指定……………	(障がい福祉課)	二
○青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正……………	(観光政策課)	三
○道路の区域の変更……………	(道路課)	三
○右 同……………	(同)	三
○水域施設等の建設の変更の届出……………	(港湾空港課)	四
○県営土地改良事業計画の変更の決定……………	(農村整備課)	四
○建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局)	四
○右 同……………	(同)	五
○右 同……………	(同)	五
○右 同……………	(同)	五

公告

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………	(農村整備課)	四
○建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局)	四
○右 同……………	(同)	五
○右 同……………	(同)	五
○右 同……………	(同)	五

規則

○右 同……………	(同)	六
○右 同……………	(中南北地域民局)	六
○右 同……………	(西西北地域民局)	六
○青森県選挙管理委員会委員長の選挙の告示……………	(事務局)	七

選挙管理委員会

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第八号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二

前段の規定により告示する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
富士見総業株式会社	富士 悟	名 称	福士 総子	弘前市大字紺屋町一八五	令和七・二・一六

青森県告示第百五十号

平成十五年八月八日青森県告示第五百十三号（青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表中「百万円」を「八十万九千三百円」に改める。

青森県告示第百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	主たる事務所又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人南郷町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平広場二八	通所介護	デイサービスセンター	三戸郡南部町大字平広場二八の一	令和七・二・三	令和七・四・一
社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八	通所介護	おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	七・二・四	七・三・三
社会福祉法人桜木	むつ市中央二丁目一三の一五	通所介護	いこいの里デイサービスセンター	むつ市脇野沢渡向七三の一	七・二・六	〃

青森県告示第百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者	COLOR 合同会社	短期入所	フォース	十和田市西四番町三の一四	令和七・四・一

青森県告示第百五十三号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号（青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

「三十九万九千九百円」を「二十九万八千三百円」に改める。

青森県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1	国 道	二七九号	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			上北郡横滨町字林尻一〇二の一から 上北郡横滨町字中柁名木五九の五一まで 上北郡横滨町字林尻一〇二の一五〇から 上北郡横滨町字中柁名木五一の三まで	前	後			
			七・二四メートルから 四四・八七メートルまで	八、二三〇・〇〇メートル				
			四四・八七メートルから 四四・八七メートルまで	八、二三〇・〇〇メートル				
			七・二四メートルから 四四・八七メートルまで	八、二三〇・〇〇メートル				
			一五・四〇メートルから 一三二・四五メートルまで	七、八九一・四三メートル				

青森県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1	国 道	一〇一号	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二四六から 西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二三七の一まで	前	後			
			一・一〇メートルから 四三・二〇メートルまで	八二・〇〇メートル				
			二〇・二〇メートルから 二五・三〇メートルまで	七五・五〇メートル				

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第百五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、令和六年十二月二十三日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都千代田区内幸町一丁目一之三
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明
- 二 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後
施設の建設の工事の完了の予定期日	令和七年一月三十一日	令和十一年一月三十一日

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、早掛沼地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十日から同年四月八日まで
- 三 縦覧の場所
青森県庁農村整備課ウェブページ

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 本堂建築
- 二 氏名 本堂猛
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字山口字小沢一七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一三〇〇三号
- 五 取消年月日 令和七年一月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社第一造園

二 代表者の氏名 江波戸剛

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田六〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二二四六号

五 取消年月日 令和七年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 マルイチ建設

二 氏名 秋元一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字平岡六二

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一三六五七号

五 取消年月日 令和七年一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 グリーン開発機工株式会社

二 代表者の氏名 森山博

三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇八五一号

五 取消年月日 令和七年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ケイ・エイチ・ピー

二 代表者の氏名 山本朝子

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一〇九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一〇〇三一三三号

五 取消年月日 令和七年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 澁谷組

二 氏名 澁谷鉄美

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二五の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―六）第二〇〇五九一号

五 取消年月日 令和七年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社秋穂ハウス

二 代表者の氏名 秋穂直矢

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯八四の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第四〇〇四八一号

五 取消年月日 令和七年一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

令和七年三月十七日開催の青森県選挙管理委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定により次の者が委員長に選挙されたので、青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

委員長の氏名等

鶴 岡 真 治（青森市）

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭